

更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

別表七の二付表三 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

更生欠損金の損金算入に関する明細						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	8	円
	私財提供を受けた金銭の額	2		当期控除額 ((7)と(8)のうち少ない金額)	9	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		連結欠損金個別帰属額 (25の計)	10	
	資産の評価益の総額	4		差引欠損金額 (8)－(10)	11	
	資産の評価損の総額	5		連結欠損金個別帰属額 から ない も の と す る 金 額 (9)－(11) (マイナスの場合は0)	12	
	純評価益の額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)	6				
	計 (1)＋(2)＋(3)＋(6)	7				
民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	13	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	19	円
	私財提供を受けた金銭の額	14		個別所得金額仮計 (別表四の二付表「46の①」)	20	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	15		当期控除額 ((18)、(19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	資産の評価益の総額 (別表十四(一)「13」)	16		連結欠損金個別帰属額 (25の計)	22	
	資産の評価損の総額 (別表十四(一)「24」)	17		差引欠損金額 (19)－(22)	23	
	計 (13)＋(14)＋(15)＋(16)－(17)	18		連結欠損金個別帰属額から ない も の と す る 金 額 (21)－(23) (マイナスの場合は0)	24	
控除未済連結欠損金個別帰属額の調整						
発生連結 事業年度	調整前の 控除未済連結 欠損金個別帰属額 (前期の別表七 の二付表一「20」 又は「28」)又は 別表七の二付表二 「21」)	特定連結欠損金個別帰属額の計算		非特定連結欠損金個別帰属額の計算		連結欠損金個別 帰属額から ない ものとする金額 (27)＋(29)
		(25)のうち特定 連結欠損金に 係る控除未済額 の個別帰属額 (前期の別表七 の二付表一 「14」)又は別表 七の二付表二 「21の内書」)	特定連結欠損金個 別帰属額から ない ものとする金額 (当該発生連結事 業年度の(26)と ((12)又は(24)) －当該発生連結 事業年度前の (30)の合計額)の うち少ない金額)	(25)のうち非特定 連結欠損金に 係る控除未済額 の個別帰属額 (25)－(26)	非特定連結欠損金 個別帰属額から ない ものとする金額 (当該発生連結事業 年度の(28)と((12) 又は(24))－当該発 生連結事業年度前 の(30)の合計額－ 当該発生連結事業 年度の(27)のうち 少ない金額)	
	25	26	27	28	29	30
・ ・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
計						

別表七の二付表三の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条第1項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額（以下「個別損金額」といいます。）を計算する場合又は法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条第1項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により個別損金額を計算する場合で法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合（措置法第68条の102の3第1項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含みます。）に限り、）の規定

の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載します。

2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額8」及び「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額19」の各欄には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。

ただし、その金額が、別表七の二付表一の「9の計」に記載されるべき金額に満たない場合には、その記載されるべき金額を記載します。